

## 吸収分割公告

平成 26 年 12 月 16 日

債権者各位

札幌市中央区大通西三丁目 7 番地  
(甲) 株式会社 北洋銀行  
代表取締役頭取 石 井 純 二

札幌市中央区大通西三丁目 1 1 番地  
(乙) 株式会社 札幌北洋カード  
代表取締役社長 大 井 康 光

上記会社は、甲の監督官庁の認可を前提条件に平成 27 年 7 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収分割承継会社、乙を吸収分割会社とする吸収分割を行うことを決定いたしました。これにより、甲は乙の JCB クレジットカード会員事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることといたしましたので公告いたします。

なお、甲は会社法第 796 条第 3 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定し、乙は会社法第 784 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) <http://www.sapporohokuyocard.co.jp>